

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、平成25年12月24日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「宅地造成等規制法違反案件及び一般宅地造成地において、〇〇主張の箇所よりも危険な事例が、多々あり、〇〇の主張案件は、それらに比べて緊急性がない。故に、対応する意志がない。だから帰って下さい。」と〇〇班長が主張した。その発言を信用し、〇〇は、その日は、退去した。そこで、把握しているすべての危険箇所がわかる資料の開示を求む。把握していなければ、〇〇班長は、上記の発言は出来なはずである。文書が、不存在である回答であれば、〇〇班長は虚偽の報告をしたこととなる。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

1 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「宅地造成等規制法違反案件及び一般宅地造成地において、〇〇主張の箇所よりも危険な事例が、多々あり、〇〇の主張案件は、それらに比べて緊急性がない。故に、対応する意志がない。だから帰って下さい。」と〇〇班長が主張した。その発言を信用し、〇〇は、その日は、退去した。そこで、把握しているすべての危険箇所がわかる資料」を特定し、これについては、作成していないため、保有していないことを理由に本件処分を行い、平成25年12月27日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成26年2月26日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成26年3月20日付けで、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）違反案件において把握しているすべての危険箇所が分かる資料の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見陳述において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

行政処分の判断をするのに、なんの理由、データの記録もなく、宅地造成等規制法違反案件において、私の主張の箇所よりも危険な事例が多々あり、私の主張案件はそれらに比べて緊急性がないと当方の主張を門前払いすることは、社会的常識に反しあり得ず、よって、行政文書の開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

〇〇班長は、異議申立人の「自分が所有する土地の隣接地が宅造の無許可事例ではないか、危険性が高い」との主張に対して、「異議申立人の主張する箇所より危険と思われるところは、私が見た中でもあります。ただ、異議申立人が言う危険性があるようなことは私は全く感じません」という内容の発言をしたが、これは、管内の宅地造成工事規制区域はある程度見ているので、勾配や高さ等から判断したものであり、資料やデータに基づくものではない。

宅地造成等規制法では、危険な場合には所有者に対して改善命令を出せるが、美作県民局では過去に改善命令を出したことがない。

また、条例第2条第2項の規定によると、公文書とは実施機関の職員が作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと定義されている。しかしながら、請求のあった文書については、上記のことから元々作成も保有もしていないため、非開示決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、「宅地造成等規制法違反案件及び一般宅地造成地において、異議申立人主張の箇所よりも危険な事例が、多々あり、異議申立人の主張案件は、それらに比べて緊急性がない。故に、対応する意志がない。」と〇〇班長が主張した。そこで、把握しているすべての危険箇所が分かる資料」である。

なお、本件対象公文書中「一般宅地造成地」とあるが、異議申立人は、開示を求めているものが宅地造成等規制法違反案件において把握しているすべての危険箇所が分かるデータであって、宅地造成工事規制区域以外の危険は無関係であると主張していることから、審査会としては、宅地造成工事規制区域における危険箇所が分かるものに限定して判断する。

2 本件対象公文書の存否について

宅地造成等規制法では、宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な擁壁又は排水施設が設置されていないか又は極めて不完全であるために、これを放置すると災害の発生のおそれが著しいものがある場合、これを危険箇所として改善命令を行うことができることとされている。

しかし、実施機関によれば、過去に美作県民局管内において宅地造成等規制法に基づいて危険箇所と認定し、改善命令を出した事例がないとのことであり、本件対象公文書については作成も保有もしていないという実施機関の説明に合理性がないとまでは言えない。

なお、異議申立人に対する〇〇班長の発言は、管内の宅地造成工事規制区域の監視状況や勾配、高さ等を見た上での経験に基づいたものであり、公文書として保有している資料やデータに基づくものではないとの説明について、特段の不自然、不合理な点があるとは認められない。

また、他に本件対象公文書が存在していることを推認させる特段の事情も認められない。

3 結論

以上により、実施機関が公文書非開示決定をした本件処分については妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 3 月 20日	実施機関から諮問を受けた。
平成26年 4 月 25日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成26年 7 月 25日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成26年 8 月 22日 (審査会第2回目)	実施機関及び異議申立人の意見陳述の聴取を行った。
平成26年 9 月 26日 (審査会第3回目)	事案の審議を行った。
平成26年10月29日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成26年11月14日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	審査会第 3 回目まで審議
会長職務代理者 桑 島 幹 雄	弁護士	審査会第 4 回目から審議
井 田 千津子	弁護士	
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	審査会第 4 回目から審議
釜 瀬 司	社会福祉法人 吉備の里理事長	
武 井 祐 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	